

# 学校法人東京シューレ学園寄附のお願い

学校法人東京シューレ学園は、NPO法人東京シューレが中心となり、構造改革特区制度を活用して設立した不登校の子どもたちが学ぶ学園です。これまで多くの皆さんにご協力いただき、2007年4月に東京シューレ葛飾中学校を開校し11年目を迎えることができました。今後も引き続き教育活動や設備面での更なる充実が必要であり、寄附金を常時募集しております。多くの皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

2018年5月

学校法人東京シューレ学園  
理事長 奥地圭子

## 1. 募集の単位

- ①法人・団体                    1口   5万円       1口以上
- ②個人                            1口   2万円       1口以上

(なお、法人・個人を問わず上記以外の金額も受け付けております。)

## 2. 募集の方法

- ①別紙「寄附申込書」をご記入の上、事務室までご提出ください。
- ②続いて、下記の口座宛に金融機関よりお振込みください。

**東栄信用金庫 本店営業部 (普) 1115865**  
**口座名義 : 学校法人東京シューレ学園**

## 3. 寄附金控除や損金算入について

- (1) 法人や個人が学校法人に寄附する場合、所得控除や損金算入が認められます。

《法人の場合》 ※今後、法改正によって変更される場合もあります

①私立学校振興・共済事業団を通じ、東京シューレ学園を指定して寄附をする場合  
(「受配者指定寄付金制度」を利用) → 寄附金の全額を損金算入できます。

②東京シューレ学園に直接寄附をする場合(別紙「寄附申込書」を使用)  
→ 法令の定める限度額の範囲で、寄附金額を損金算入できます。

《個人の場合》 ※今後、法改正によって変更される場合もあります

所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない金額	－	2千円	＝	寄附金控除額	「学校法人東京シューレ学園」から確定申告に必要な書類、領収書を発行いたします。
--------------------------	---	-----	---	--------	---

- (2) 寄附金控除の確定申告をした個人の方で、東京都にお住まいの場合は翌年の個人住民税が、葛飾区にお住まいの場合は翌年度の個人住民税及び特別区民税が、控除される場合があります。(都等に学園が寄附者名簿を提出する場合があります。)

### 【問合せ・申込書送付先】

学校法人東京シューレ学園 東京シューレ葛飾中学校 事務室 (担当: 佐藤)

〒124-0024 東京都葛飾区新小岩3-25-1

TEL 03-5678-8171、FAX 03-5678-8172、メール info@shuregakuen.ed.jp